

処分対象施設及び未利用施設の除却、転用、売却及び貸付けに関する方針

1 目的

この方針は、処分対象施設及び未利用施設について、除却、転用、売却及び貸付けの方法に関して、基本的な考え方を定めるものです。（施設の分類は「公共施設再編の基本的な考え方」4 参照）

2 考え方

津市行政財産の用途廃止及び用途廃止後の利用・活用に関する事務取扱要綱、津市公有財産利活用調整会議設置要綱及び津市普通財産の貸付け及び売払いに関する事務取扱要綱に基づく所要の手続を経て、次のとおり除却、転用、売却又は貸付けを行います。

(1) 除却

用途廃止施設のうち、次に該当する建築物等は優先的に除却を行います。

ア 崩落等の物理的な安全性に問題がある場合

イ 周辺の環境や治安の悪化に多大な影響を与えるおそれがある場合

ウ 借地を返却する場合（土地所有者が建物の存置を望む場合を除く。）

エ その他、除却の必要を本市が認める場合

(2) 転用

除却の必要がなく、かつ、法定耐用年数まで達していない用途廃止施設のうち、転用後も一定年数の使用が可能な施設については、長期的な展望を見据えて、全庁的に施策の必要性、目的、利用内容、管理運営方法等を十分検討し最適な用途への転用を検討します。

(3) 売却

用途廃止施設のうち、除却の必要がなく、転用の見込みもない場合は、普通財産に変更後、市内の国・県等の関係機関での利用意向及び地域の利用意向を確認の上、利用意向がない場合は、建物付きを原則とした売却を行います。

(4) 貸付け

用途廃止施設のうち、除却の必要がなく、転用の見込みもないものの、何らかの理由で売却が困難な場合は、普通財産に変更後、有償を原則として貸付けを行います。

3 民間提案の活用

未利用施設の活用に当たっては、別に定める「民間提案の活用方針」に基づき、民間提案を受け付ける仕組みを整備します。